

# 建物所有者、または事業者の皆様へ 防火管理者選任の届出はお済ですか？

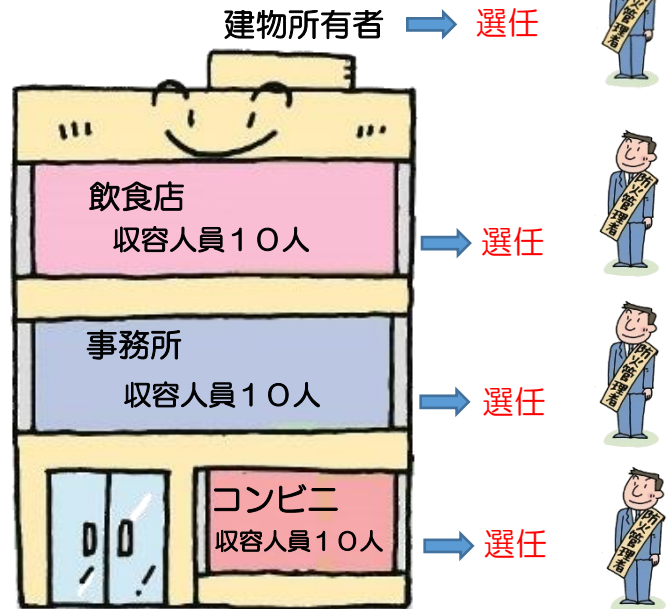
防火管理者を新たに選任、または人事異動などにより変更した場合は  
消防署に届出が必要です。(消防法第8条)

## 防火管理者が必要な建物

建物全体の収容人員が

- ① 老人ホームやグループホームなどの用途がある建物で 10人以上
- ② 飲食店やホテル、旅館など不特定の人  
が利用する用途がある建物で 30人以上
- ③ 事務所や共同住宅などの建物で 50人以上

<防火管理者が必要な例（左の②の場合）>  
飲食店がある建物で、全体の収容人員が  
30人以上なので防火管理者が必要です。



## POINT



防火管理者が必要な建物は、所有者はもちろん、  
すべてのテナントで防火管理者が必要です！



## 防火管理者になるには

管理監督的な地位にある方で防火管理講習の課程修了等により防火管理に関する知識を有していることが必要です。

## 防火管理講習の受講申請

講習の申し込みは、最寄りの消防署で行っています。

(すでに修了証をお持ちの方は必要ありません。)

※防火管理者の資格は、建物(事業所)の規模により、甲種と乙種があり、  
どちらかの講習を受講します。 → 詳しくはこちら



・講習の日程、場所など



(一部の講習は、電子申請でも申し込みできます。)



## 講習の受講

甲種(2日間)または乙種(1日)の講習を受講します。  
講習後に修了証が交付されます。

修了証



## 届出

防火管理者選任届を  
管轄の消防署へ届け出ます。

(届出は、郵送や電子申請(一部除く)  
でも受け付けています。)



選任届

修了証

+



届出後



## 消防計画の作成・届出

消防計画を作成し管轄の消防署へ届け出ます。

防火管理に関するお問い合わせは最寄りの消防署へ

東京消防庁ホームページ <https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp>



東京消防庁